

相談窓口・連絡先

○高次脳機能障害について

豊島区立心身障害者福祉センター 豊島区目白5-18-8 Tel.3953-2811

○福祉サービス利用等について

身体障害者支援第一グループ Tel.3981-2141

受持地域：駒込、巣鴨、西巣鴨、北大塚、南大塚、上池袋、東池袋、南池袋、雑司が谷、目白1・2丁目

身体障害者支援第二グループ Tel.4566-2442

受持地域：高田、西池袋、池袋本町、池袋、南長崎、長崎、千早、要町、高松、千川、目白3～5丁目

精神障害者福祉グループ Tel.3981-1988

○からだところの相談、精神障害者保健福祉手帳交付

池袋保健所 Tel.3987-4172

受持地域：駒込、巣鴨、西巣鴨、北大塚、南大塚、上池袋、東池袋、南池袋、西池袋1～3丁目・4丁目5丁目の一部、池袋1・2・4丁目・3丁目の一部、池袋本町、雑司が谷、高田、目白1～3丁目4丁目の一部

長崎健康相談所 Tel.3957-1191

受持地域：上記以外の地域

○就労について

障害福祉課施設・就労支援グループ Tel.3985-8330

○在宅医療について

豊島区在宅医療相談窓口 豊島区西池袋3-22-16 豊島区医師会館6階 Tel.5956-8586

○障害年金の一般的なお問合せ

日本年金機構のホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

ねんきんダイヤル Tel.0570-05-1165

高次脳機能障害のある方の手続リーフレット

頭部外傷・脳血管障害を発症された ご本人・ご家族の方へ



高次脳機能障害の方は、外見からは障害が分かりにくいいため、周囲からの理解が得られにくく、脳損傷の部位や重症度により、現れる症状は様々で個人差が大きい障害です。

ご本人に合わせたサービスや制度をご利用いただくために、何に困っているか、今後の生活でどうしていきたいかなど、まずはご相談ください。

病気やケガなどが原因で脳が損傷されたために、言語・思考・記憶・行為・学習・注意などに障害が起きた状態を高次脳機能障害といいます。病気やケガなどの後遺症でこれまでできていた事ができなくなったり、能力が低下してしまった方はいませんか？手続の流れ、経済面や支援制度などの社会保障にはこんな制度があります。

困った時は、ここに相談！

【医療費・所得補助】

●高額療養費

医療費自己負担（部屋代や食事代を除く）のうち、月ごとに限度額を超えた分が手続により後日戻ってくる制度です。自己負担限度額は所得層により額が設定されています。
また、下記の各窓口で事前申請すると交付される「限度額適用・標準負担額減額認定証」等を医療機関に提出すると、医療機関での支払が限度額までとなります。
詳しくは加入されている医療保険の保険者へお問い合わせください。

国民健康保険

国民健康保険課
給付グループ
Tel.3981-1296

後期高齢者医療

高齢者医療年金課
後期高齢者医療グループ
Tel.3981-1332

他の医療保険

加入している
健康保険へ
ご相談ください

●交通事故（自動車損害賠償責任保険）

交通事故による被害者を救済するための制度

加入している自動車損害賠償保障責任保険会社へ
その他、加入している健康保険へご相談ください

●労働者災害補償保険

業務中や通勤途上の事故と認められた場合、適用される制度

勤務先

●傷病手当

病気やケガにより仕事ができない場合に療養中の生活保障として支給する制度

保険者が全国健康保険協会

協会けんぽ（旧社会保険事務所）の
都道府県支部

保険者が健康保険組合

それぞれの健保組合

保険者が共済組合

それぞれの共済組合

●自立支援医療（精神通院医療）

病気やケガに伴う精神障害により継続的に精神科通院治療が必要な場合、
医療費の自己負担が原則1割になる制度

池袋保健所 健康推進課 Tel.3987-4172
長崎健康相談所 Tel.3957-1191

発病・受傷



概ね
6カ月後

●介護保険サービス

65歳以上の方（第1号被保険者）、または40歳～64歳の方（第2号被保険者）で
脳血管疾患を含む16種類の特定疾病により、介護や支援が必要になった方
介護保険課認定審査グループ ➡ Tel.3981-1368
担当地域の高齢者総合相談センター（区内8か所）

●障害者手帳

後遺症の症状や程度によっては障害者手帳を取得できる可能性があります。

①手足のマヒや言語障害、視覚障害がある場合

身体障害者手帳

身体障害者支援第一グループ Tel.3981-2141 身体障害者支援第二グループ Tel.4566-2442
東部障害支援センター Tel.3946-2511 西部障害支援センター Tel.3974-5531

②18歳未満の病気やケガが原因で
知的障害がある場合

愛の手帳（療育手帳）

知的障害者支援グループ Tel.3981-1853

③記憶や注意機能、社会的行動障害がある場合

精神障害者保健福祉手帳

池袋保健所 健康推進課 Tel.3987-4172
長崎健康相談所 Tel.3957-1191

●障害福祉サービス

必要に応じて家事援助や施設利用などのサービスが受けられます。
⇒お住まいの地域やお持ちの手帳によって相談窓口が異なります。

①身体障害者手帳
（お住まいの地域によって異なります）

身体障害者支援第一グループ Tel.3981-2141
身体障害者支援第二グループ Tel.4566-2442

②愛の手帳
（療育手帳）

知的障害者
支援グループ
Tel.3981-1853

③精神障害者
保健福祉手帳

精神障害者
福祉グループ
Tel.3981-1988

●心身障害者医療費助成、各種手当

障害や年齢等に応じて医療費助成や手当
が受けられます。

障害サービス給付グループ Tel.3981-1963

●障害年金

病気やケガが原因で精神や身体に一定の障害がある方で、仕事や日常生活上の支障のある
方に、国から年金が支給される制度。（障害の状態により、支給要件が異なります）
⇒障害の原因となった病気やケガで初めて医師の診断を受けたとき（初診日）に加入して
いた年金の種類によって相談窓口が異なります。

初診時に国民年金に加入の方

高齢者医療年金課 国民年金グループ
Tel.3981-1952

初診時に厚生年金加入の方

勤務先の事業所を管轄する年金事務所

概ね1年
6カ月後

障害の程度や年齢などにより、利用できるサービスは異なります。サービスの利用には、必ず各窓口で
申請をする必要があります。住み慣れた地域で自分らしく、いきいきとした生活を送るため、いろいろな
地域サービスや支援を利用して生活をしていきましょう！

ご不明なこと、わからないことは、裏面の相談支援機関にご連絡・相談ください。

